

川崎市立看護短期大学に勤務する教員等の教育公務員特例法による服務の取扱い等に関する要綱

平成7年3月30日
6川看短第434号

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第17条及び第22条の規定に関する取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学長 川崎市立看護短期大学（以下「短期大学」という。）の学長をいう。
- (2) 教員等 短期大学に勤務する学科長、教授、准教授、専任の講師、助教及び助手をいう。
- (3) 自宅研修 勤務を要する日の全部又は一部について短期大学を離れて勤務する場合、法第22条第2項に規定する研修のうち自宅における研修をいう。
- (4) 自宅外研修 法第22条第2項に規定する研修であって、自宅研修でない研修をいう。
- (5) 兼職等 法第17条に規定する教育に関する他の職を兼ねること及び教育に関する他の事業又は事務に従事することをいう。

(自宅研修)

第3条 教員等は、自宅研修を行おうとするときは、学外研修承認願（第1号様式）により本属長の承認を受けなければならない。

- 2 本属長は、前項の承認願に基づき自宅研修を承認し、又は承認しないと決定したときは、学外研修決定通知書（第1号様式の2）により本人に通知するものとする。
- 3 前2項に規定する本属長とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 学科長及び教授 学長
- (2) 准教授、専任の講師、助教及び助手 学科長（承認について疑義が生じたときは、学長と協議するものとする。）

(自宅外研修)

第4条 前条の規定は、教員等が自宅外研修を行おうとする場合に準用する。

- 2 本属長は、自宅外研修を承認するときは、短期大学を離れた勤務又は職務の専念の義務の免除のいずれかを決定しなければならない。
- 3 教員等は、法第22条第3項に規定する長期にわたる研修又はそれに類似する自宅

外研修を受けようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(兼職等の許可)

第5条 学長及び教員等は、兼職等を行おうとするときは、兼職等許可（職務専念義務免除承認）申請書（第2号様式）により市長の許可を受けなければならない。

2 前項の兼職等許可申請書には、第7条第2項の規定に基づき許可を受ける場合を除き、短期大学に備える兼職等許可台帳（第3号様式）の写しを添えなければならない。

3 市長は、第1項の申請書に基づき兼職等を許可するときは、兼職等許可（職務専念義務免除承認）書（第2号様式の2）を交付する。

(兼職等の許可の範囲)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、兼職等を許可することができる。

(1) 他の大学等において非常勤講師として授業を担当する場合

(2) 公的な又は短期大学と密接な関係を有する病院等において非常勤職員として研究、指導等を行う場合

(3) 社会教育に関する団体等において、非常勤職員として専ら教育を担当し、又は教育事務（庶務及び会計事務に係るものを除く。）に従事する場合

(4) 学術研究上有益であると認められ、教員の教育研究分野と密接な関係のある学会等の役員又は委員の職につく場合

(5) その他市長が認める教育に関する他の職、他の事業及び他の事務

(兼職等の許可の基準)

第7条 次に掲げる要件をすべて満たすときに限り、兼職等を許可することができる。

(1) 本務に支障がないこと。

(2) 各週につき、従事件数が4件以内、かつ従事時間数が8時間以内であること。

(3) 各年度につき、総従事時間数が210時間を超えないこと。

2 前項の規定にかかわらず、前条第4号に規定する兼職等その他市長が認める兼職等にあつては、前項第1号の要件のみにより許可することができる。

3 前項の規定により許可を受けた兼職等にあつては、第1項第2号の従事件数及び従事時間数並びに第3号の総従事時間数に算入しない。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日16川看短第1036号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。